○農林水産省告示第千七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町州津中津一八七六の一、池田町馬路竹ノ内四五、五六、六〇、芭蕉八四の七・八四の一一（以上二筆国有林）、五六の一、五七、八四の一、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇五の一、一〇五の三、一〇六の一、横持二八の四、三〇の二、池田町佐野池谷五三五の二の二、五三五の三、二六八七の二、井堀三〇一五の一から三〇一五の三まで（以上三筆国有林）、初作五一六の三、五一六の四、五一九の二、五二〇の二、東三谷五七一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第十八条の規定に基づき、同法第十五条第三項第二号に規定する登録水先人養成実施機関である国立大学法人東京海洋大学から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名

変更前	岡本　信明
変更後	竹内　俊郎

二　変更した年月日　平成二十七年四月一日

○国土交通省告示第八百三十七号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十二条において準用する同法第十八条の規定に基づき、同法第三十条第三項第二号に規定する登録水先免許更新講習実施機関である国立大学法人東京海洋大学から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第三十二条において準用する同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名

変更前	岡本　信明
変更後	竹内　俊郎

二　変更した年月日　平成二十七年四月一日

○海上保安庁告示第五十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年七月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）

位　置

所在地　沖縄県石垣港（サザンゲートブリッジ左側端）

北　緯　二四―一九―五七

東　経　一二四―〇九―三四

変更した事項

高　さ　平均水面上から灯火まで一四メートル

変更年月日　平成二十七年四月九日

記　事　一時変更

名　称　横浜大黒大橋橋梁灯（C二灯）

位　置

所在地　京浜港横浜区（横浜大黒ふとう船だまり波除堤灯台の北東方約七六〇メートル）

北　緯　三五―二八―〇三

東　経　一三九―四〇―三五

変更した事項

高　さ　平均水面上から灯火まで二〇メートル

変更年月日　平成二十七年四月十日

記　事　一時変更

名　称　横浜大黒大橋橋梁灯（L二灯）

位　置

所在地　横浜大黒大橋橋梁灯（C二灯）の南方約四六メートル

北　緯　三五―二八―〇二

東　経　一三九―四〇―三六

変更した事項

高　さ　平均水面上から灯火まで一八メートル

変更年月日　平成二十七年四月十日

記　事　一時変更

名　称　横浜大黒大橋橋梁灯（R二灯）

位　置

所在地　横浜大黒大橋橋梁灯（C二灯）の北方約四六メートル

北　緯　三五―二八―〇五

東　経　一三九―四〇―三五

変更した事項

高　さ　平均水面上から灯火まで二一メートル

変更年月日　平成二十七年四月十日

記　事　一時変更

名　称　横浜大黒大橋橋梁灯（L四灯）

位　置

所在地　横浜大黒大橋橋梁灯（C二灯）の北方約五七メートル

北　緯　三五―二八―〇五

東　経　一三九―四〇―三五

変更した事項

高　さ　平均水面上から灯火まで二一メートル

変更年月日　平成二十七年四月十日

記　事　一時変更

名　称　横浜大黒大橋橋梁灯（R四灯）

位　置

所在地　横浜大黒大橋橋梁灯（C二灯）の北方約一二〇メートル

北　緯　三五―二八―〇七

東　経　一三九―四〇―三五

変更した事項

高　さ　平均水面上から灯火まで一八メートル

変更年月日　平成二十七年四月十日

記　事　一時変更

名　称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（R一灯）

位　置

所在地　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）の北北東方約四一メートル

北　緯　二四―一九―五八

東　経　一二四―〇九―三四

変更した事項

高　さ　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十七年四月十三日

記　事　一時変更

名　称　博多港中央航路第七号灯標

位　置

所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の北北東方約二四〇メートル）

北　緯　三三―三七―一二

東　経　一三〇―二二―五八

変更した事項

位　置　正規位置の一一二度約一〇〇メートル

変更年月日　平成二十七年四月十四日

記　事　一時変更

名　称　油津港東外防波堤仮設灯台

位　置

所在地　宮崎県油津港（東外防波堤外端）

北　緯　三一―三三―四四

東　経　一三一―二四―二一